

運 航 基 準

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

薩摩川内市

目 次

第 1 章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	運航の中止・・・・・・・・・・・・	1
第 3 章	船舶の航行・・・・・・・・・・・・	2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、甕島西海岸・甕島東海岸周遊観光航路・遊覧鹿島断崖航路、人の運送をする内航不定期航路及び唐浜漁港・串木野新港～甕島列島（中甕漁港、里港、長浜港、手打漁港）航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
発航港	10 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10 m/s 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準径路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速 10 m/s 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一つに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準径路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 10 m/s 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準径路変更の措置をとらなければならない。

視程 500 m 以下

(入港の中止)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
入港する港	1 0 m/s 以上	1 . 0 m以上	5 0 0 m以下

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 標準航行径路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最 微 速	8 . 0 ノット	6 0 0 rpm
微 速	1 2 . 0 ノット	9 0 0 rpm
半 速	1 6 . 0 ノット	1 , 0 0 0 rpm
全 速	3 7 . 0 ノット	2 , 1 0 0 rpm
航 海 速 力	3 0 . 0 ノット	1 , 7 5 0 rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(入港連絡等)

第8条 船長は、入港15～10分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分		連絡先	連絡方法
1	通常の場合	甑島振興局地域振興課又は 本庁経済政策課又は 指定管理者の事業所	船舶電話 又は携帯電話
2	入港15～10分前	甑島振興局地域振興課又は 本庁経済政策課又は 指定管理者の事業所	船舶電話、汽笛 又は携帯電話
3	緊急の場合	甑島振興局地域振興課又は 本庁経済政策課又は 指定管理者の事業所	船舶電話 又は携帯電話

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸前、栈橋手前50m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録するものとする。